



# Form F-4によるSEC登録に関する 会計上の留意点

# F-4による登録申請手続き (1/5)

## 使用する登録申請書

- Form F-4は、経営統合取引時に発行される証券を米国証券法に基づいてSEC登録するに際して、日本企業やその他の外国民間発行体（Foreign Private Issuer）が使用する登録申請書
- 共同または単独株式移転取引において、発行済株式を新設立する持株会社に取得させる取引にも該当する

## FPIには、Confidential Filingが認められている

- Confidential（非公表）ベースでのSEC事前審査：米企業の登録申請書がSEC提出時点で即時に公表文書となるのに対し、FPIは非公表ベースでSECの事前審査を受けながら修正を加え、SEC承認後に公表文書とすることができる
- Confidentialベースでの申請書提出から30日以内にSECより初回の審査コメントレター（SEC審査による指摘事項・質問事項を列挙）を受領
- コメントレター受領より2週間程度（SEC規定では2週間以内だが延長の交渉可）で回答レターおよび修正・更新版の申請書類を提出
- 上記のプロセスを繰り返し（通常は3～4回）、すべてのSECコメントがクリアされた時点でSEC承認（登録申請書の効力発効）に至る
- これらプロセスにより、登録申請書提出からSEC承認までは3カ月超を要する

# F-4による登録申請手続き (2/5)

## 財務諸表規定

- 米国PCAOB基準監査済みの連結財務諸表
- 財務諸表は、原則過去3年分の事業年度分（貸借対照表は2年分の事業年度分）
- 使用する会計基準は以下の3択
  - ・米国会計基準（US GAAP）
  - ・国際会計基準（IASB準拠のIFRS<sup>®</sup>基準）
  - ・本邦基準の連結財務諸表にUS GAAPへの照合表（US GAAP Reconciliation）を添付（税引後利益および純資産への影響を定量的に照合）
- 登録申請目的の直近監査済み財務諸表の有効期限は、申請書提出時点で直近期末日から12ヵ月／承認時点で15ヵ月となっている
- 加えて、直近期末から9ヵ月を超えた時点で直近中間期財務諸表（未監査）の追加が必要となる

## 申請書前段の記載項目

- ビジネスの概要
- MD&A（Management Discussion and Analysis）－経営者による財務分析
- 登録・発行株式の情報・法務関連等

# F-4による登録申請手続き (3/5)

## 申請書準備・作成時の留意事項

- PCAOB基準の独立性の厳格さから、作成に関する監査人の関与は極めて限定的なため、外部支援者（他の監査法人等）を検討する必要あり
- 財務諸表のみならず、申請書類前段の財務情報（MD&A等）に関しても外部支援を要するケースが多い

## 連結財務諸表監査

- 米国SECへの登録申請に関しては、監査法人により名称は異なるがUS SEC業務に関する社内資格制度と米国の本部事務所（US National Office）による審査が存在する
- US SEC業務有資格者によって新たに組成される監査チームの監査、およびUS National Officeの審査プロセスにおいては、従前の監査とは異なる厳しい判断がなされることも少なくないことに留意

# F-4による登録申請手続き (4/5)

## 継続開示

- 登録完了の会計年度から20-F年次報告書を提出
- 20-F年次報告書にはUS SOX報告書が必要
- FPIの特例により四半期報告は免除
- 6-Kによる適時開示 – 日本国内のIR開示情報の英訳を適時に開示（四半期含む決算短信、プレスリリース等）

## SEC登録廃止

- 15Fのファイリングの前までに、少なくとも 12か月間継続して報告義務 遵守が必要（当該期間中に義務付けられるすべての報告書をファイリングまたは提出）
- 少なくとも1度、20-Fによる年次報告書のファイリングが必要

# F-4による登録申請手続き (5/5)

## US SOX 関連

- 登録廃止を期日内に行えば、SOX対応は回避可能
- 登録廃止をしない場合、EGCやSmaller Reporting Companyでない場合は登録年度からの適用となるため、登録申請と平行してドキュメンテーション等の手当の必要がある
- 日本の内部統制報告制度との適用範囲の違いについての検証
- 主要ドキュメントの英文化の検討
- 監査人によるUS SOX監査（ダイレクト・レポーティング）

## FPIの継続開示における特例

- 四半期報告書の免除。20-Fによる年次報告および6-Kによる適時開示のみ
- 早期提出会社（accelerated filer）の規定は免除 – 米国企業の年次報告期限は60～75日だが、FPIは4ヵ月（SOX 404 法について準拠条件は米国内企業と同様、SOX 302／906宣誓については20-F年次報告書にのみ必要）



KPMGジャパン  
グローバル・キャピタルマーケット・アドバイザリーグループ  
T: 03-3548-5140  
E: [global\\_capitalmarket@jp.kpmg.com](mailto:global_capitalmarket@jp.kpmg.com)



[home.kpmg/jp/socialmedia](https://home.kpmg/jp/socialmedia)

[home.kpmg/jp](https://home.kpmg/jp)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)でご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。